

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	白菜
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1,000 kg
契 約 期 間	令和8年10月1日 ～ 令和8年12月31日
契 約 条 件	1 白菜は、新鮮であるものとし、萎びているものは不可である。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	人 参
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 , 8 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 人参は、ある程度大きさの揃った整形なもので、葉は目方に加算しない。腐敗又は腐敗した箇所を削り取ったものは不可。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	甘藷
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	2, 0 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 甘藷は品種が「宮崎紅、鳴門金時、紅さつま」等の、蒸したときにべとべとしないものであること。 2 甘藷は、ある程度大きさの揃った整形なものであること。腐敗したもの、水びたしのもの、黒はんのあるもの又は腐敗箇所を削り取ったものは不可。 3 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 4 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 5 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 6 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 7 本市は毎月末締めで支払うこととする。 8 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 9 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	バナナ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 7 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 バナナは、新鮮なものとし、小切又は過度に熟したものは不可とする。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	リンゴ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 , 6 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 リンゴは、新鮮なものとし、小切又は果肉や表皮の黒くなったものは不可。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	小松菜
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	4 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 小松菜は、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	キャベツ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	4 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 キャベツは、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	セロリ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	5 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 セロリは、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	トマト
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	7 5 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 トマトは、新鮮で適度に熟したものであること。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	ミニトマト
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 5 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 ミニトマトは、新鮮で適度に熟したものであること。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	ピーマン
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	2 5 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 ピーマンは、新鮮で青々したものであること。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	オレンジ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 5 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 オレンジは、新鮮なものとし、小切は不可である。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	グレープフルーツ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	9 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 グレープフルーツは、新鮮なものとし、小切は不可である。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	ブロッコリー
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	9 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 ブロッコリーは新鮮なものとし、小切りは不可。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	かぼちゃ
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	4 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 かぼちゃは新鮮なものとし、小切りは不可。 2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 5 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 6 本市は毎月末締めで支払うこととする。 7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 竹内・宮原 TEL075-771-0210)

物 件 名	パイナップル
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	5 0 本
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日
契 約 条 件	1 パイナップルは新鮮なものとし、小切りは不可。 2 1 本あたり 1 . 5 k g 前後の大きさのものとする。 3 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。 4 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。 5 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。 6 毎日午前 8 時 3 0 分から午前 9 時 3 0 分までに、京都市動物園に納入すること。 7 本市は毎月末締めで支払うこととする。 8 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。 9 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。